

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

2022 年度理事会 議事録

日時：2022 年 6 月 30 日（木） 19:00-20:10

場所：Zoom によるオンライン会議

参加：杉野吉則，水谷勝，中原慶太，森田秀祐，萩原武，剛崎寛徳，小田丈二

吉田愉史，仲村明恒，富樫聖子，小牟田学，大森正司，重松綾，村岡勝美

石本裕二，柏木秀樹，菅野宏之，下山田明，中村真，北川まゆみ，川上哲弘

石川祐三，見本真一（議決権参加者 23 名）

草苺正典，水町寿伸，千葉隆司，原田容治（非議決権参加者 4 名） 敬称略

議長：杉野吉則理事長，司会：水谷勝事務局長

開会宣言

水谷事務局長より，出席理事 23 名，議決権行使書提出者 22 名，合計 45 名（定足数 28 名）により今回の理事会は成立することが宣言された。

議長選出

水谷事務局長より，定款第 34 条に基づき議長を杉野吉則理事長が務めることが報告された。また，議事録署名人を剛崎理事および富樫理事に依頼し，2 名からの承諾を得た。

開会挨拶

杉野理事長より，理事長就任を受託する際に NPO 精管構の今後について運営委員会へ 3 案（同規模で継続/規模縮小し継続/解散）を提示したことを報告された。

報告案件

水谷事務局長より，2022 年度総会にて 3 議案が賛成多数により可決されたことの報告があった。

審議案件

第 1 号議案：日本消化器がん検診精度管理評価機構の組織改編および人事について

中原理事から 2022 年度総会で承認された組織改編のコンセプトや概要などが説明された。重松理事から退任役員や新任役員の候補者および部門別と会議別の人員配置が説明された。北川理事より個別承諾伺い文書をすでに返信しているとの意見があり，事務局にて後日確認することとした。

議決：賛成 23 票（議決権での賛成 22 票），反対 0 票で可決された。

第2号議案：総会や理事会の運営規定の制定について

見本理事より各会議体の運営規定の比較表を提示しその概要を説明した。

議決：賛成 21 票（議決権での賛成 21 票）、反対 0 票で可決された。

第3号議案：会費の改定および学術事業参加費の変更について

富樫理事より今回の組織改編に伴い 2023 年 4 月 1 日より入会金を廃止し、年会費や各種学術事業参加費を一部変更することを報告した。吉田理事より今年度の会費について質問があり、その対応を事業推進会議に一任することとなった。

議決：賛成 22 票（議決権での賛成 21 票）、反対 0 票で可決された。

第4号議案：2021 年度事業および決算報告について

富樫理事より旧・委員会別に実施事業および決算状況について説明した。水谷事務局長より 6 月 12 日に実施した監査で明らかに不適切な点は認められなかったことを報告した。

議決：賛成 22 票（議決権での賛成 21 票）、反対 0 票で可決された。

第5号議案：2022 年度事業計画および予算について

剛崎理事より 2022 年度の事業実施および会議開催の年間計画および予算について説明した。吉田理事より学術事業収入予算について質問があり、剛崎理事より 2022 年度学術事業はオンライン開催で予算計上しているとの説明があった。吉田理事より 2022 年度学術事業で参加費を徴収するかとの質問があり、剛崎理事より徴収予定であると説明があった。

議決：賛成 22 票（議決権での賛成 21 票）、反対 1 票で可決された。

第6号議案：胃がん X 線検診資格審査制度規定の廃止および胃がん X 線検診資格検定総則の制定について

剛崎理事より現規定の廃止および新総則の制定が提案され、その概要（資格項目を 3 項目から 2 項目へ変更）を説明した。

議決：賛成 21 票（議決権での賛成 21 票）、反対 0 票で可決された。

閉会挨拶

杉野理事長および水谷事務局長より本日の参加と審議に対する感謝の言葉が述べられた。

議事録作成：見本真一

議事録署名：剛崎寛徳、富樫聖子

特定非営利活動法人 日本消化器がん検診精度管理評価機構
2022 年度理事会

日時 2022 年 6 月 30 日 (木) 19:00-20:00

場所 オンライン (Zoom)

1. 開会挨拶

2. 報 告

(1) 2022 年度第 1 回総会報告

3. 議 事

第 1 号議案 日本消化器がん検診精度管理評価機構の組織改編及び人事について
(理事会資料 1-1 及び当日資料)

第 2 号議案 総会や理事会等の運営規程の制定について (理事会資料 1-2)

第 3 号議案 会費の改定及び学術事業参加費の変更について (理事会資料 1-3)

第 4 号議案 2021 年度事業及び決算報告について (理事会資料 1-4)

第 5 号議案 2022 年度事業計画及び予算について (理事会資料 1-5)

第 6 号議案 胃がん X 線検診資格審査制度規程の廃止及び
胃がん X 線検診資格検定総則の制定について (理事会資料 1-6)

第 7 号議案 その他

4. 閉会挨拶

NPO精管構の今後について（昨年、理事長受諾時に運営委員会に申し入れたこと）

① 現在の事業・活動をそのまま継続

- 組織を改変し、事業を円滑に負担なく執行できる体制を作る

新たな人材を多数登用し、継続的に運営できるように、業務を分担・マニュアル化し、さらに次世代に継承

- とくに検定試験については、各業務でのスタッフへの過度の負担を解消することが必須

なお、検定試験を含めてすべての事業をオンライン化することは前提

- また、学会からの委託事業として検定試験を継続するなら、学会と協調できる理事長を選出する

- **今年度の検定試験事業が円滑に進まなければ、②③の方向に進む**

② 規模を縮小して継続（学会からの委託事業としての検定試験を中止）

- NPOの枠組みを残したまま、学会との委託業務は解消する 会員への教育および検定事業は継続

- 目的は本来の 検査方法の改良・会員の技能や読影力の向上・診断基準の策定

- 2023年までは学会の委託事業を行う 2024年以降は解消

③ NPOの解散

- 今年度の検定試験の状況を見て、解散が決まれば早期に手続きに入るとともに学会へ申し入れ

- なお、検定試験については、来年度まではNPOとして行う

- **①②の場合、新理事長を選定する。③のみ現理事長が任期を1年間延長する**

第1号議案 日本消化器がん検診精度管理評価機構の組織改編及び人事について

(理事会資料 1-1 及び当日資料)

2022年度総会承認された組織改編に伴い、理事や副理事長及び監事の退任や新任、部門別と会議別の人員配置について、理事会資料 1-1 及び当日資料のとおり提案致しますので、審議のうえご承認頂きますようお願い申し上げます。

NPO精管構の組織改編の概要

背景と課題

NPO精管構の存続の危機

- ・ コロナ禍におけるNPO事業の停滞
- ・ NPO会員・総会側への負担と運営側の意思決定の遅延
- ・ 従来の委員会体制における委員会間の業務の偏り
- ・ 特に精度管理評価委員会・担当委員の業務過多

対象 目的 方法

NPO精管構

存続危機の回避

組織改編

- 1) 総会のスリム化 → 意思決定の迅速化
NPO法人上の正会員の一部を賛助会員へ異動（総会承認済）
- 2) 運営組織の立体化 → 構造的な問題の抽出とその解消（総会承認済）
役職、部門と会議、事業の観点からそれぞれ見直す
- 3) 運営と事業体制の根本的な見直し
オンライン業務体制を基本とする
従来の本部・支部の垣根をなくした全国協力体制
各会議の役割分担、会議間の情報共有化
検定事業：簡素化、マニュアル化等
学術事業：症例検討会を軸に展開
- 4) 運営者の業務負担の軽減 → 会員、正会員（社員）の役割分担
現行の指導資格制度を、正会員（社員）制度に移行
正会員（社員）を、非常勤社員と常勤社員に区分
常勤社員の役員と職員の兼務解消 → 所属部門の設定
理事内・職員内の役割分担 → 新役職の設定
人員配置：組織改編に対応した新役職の個別承諾手続きの実施

<NPO精管構の会員構成>

* 定款変行なし

現在 約850名

* 組織改編コンセプト : 6S

Small : 小規模
Simple : 単純
Smart : 洗練
Share : 共有
Speedy : 迅速
Smooth : 円滑

1) 賛助会員 = NPO精管構の支援者 (個人・団体)

* 運営を正会員に委任

従来の正会員の各自任意選択
総会議決権なし : 約600名

* 総会のスリム化 : 意思決定の迅速化

2) 正会員 = NPO精管構の構成員 (社員)

* 運営の執行義務

総会議決権あり : 約250名

① 非常勤社員 約150名

* 運営の臨時協力

従来の指導員・指導講師制度の移行

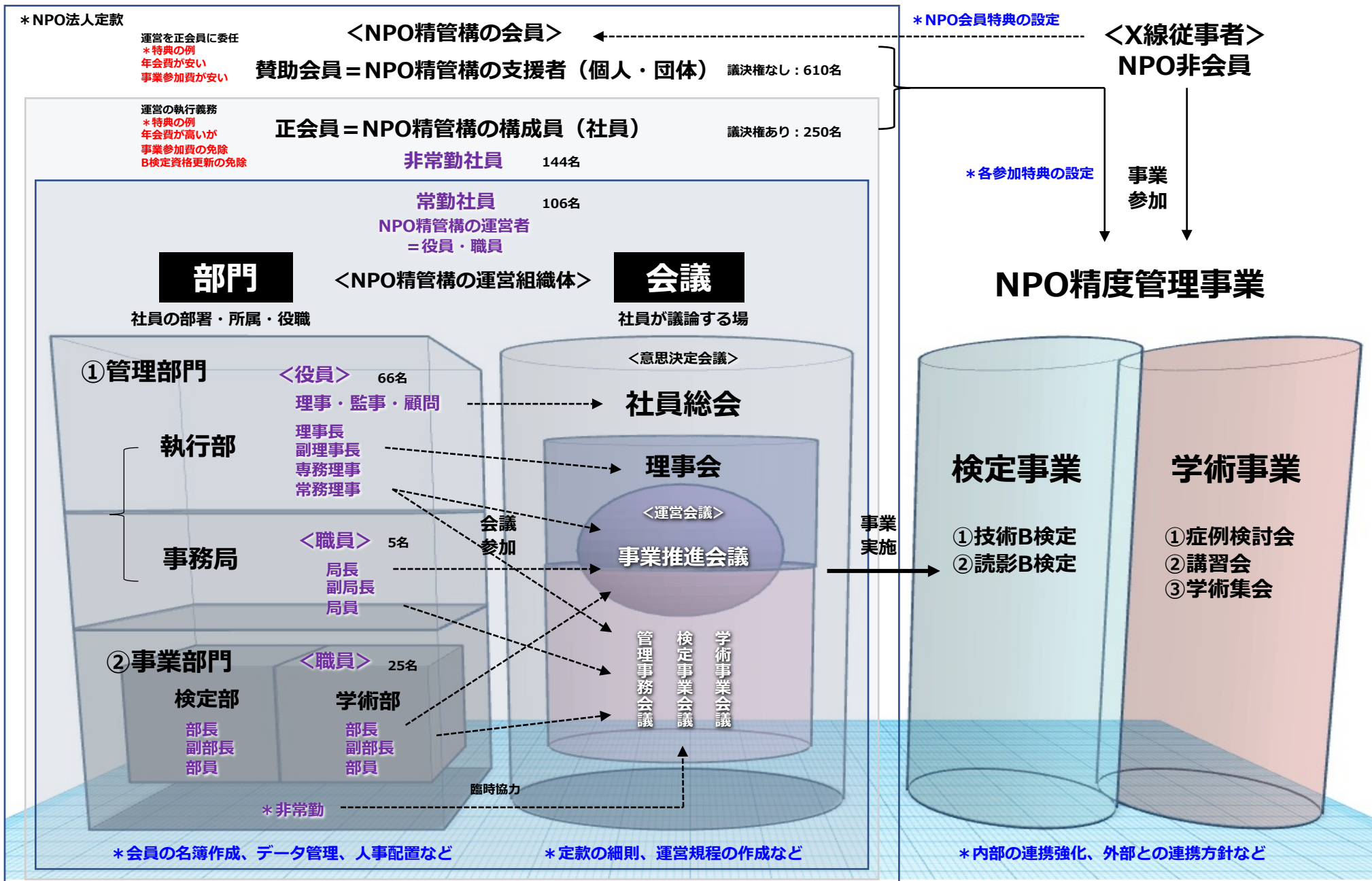
② 常勤社員 約100名

NPO精管構の運営者 = 役員・職員

* 通年の運営

従来の役員、本部・支部運営委員の人事移動
従来の指導員・指導講師制度の移行

NPO精管構の新運営組織立体図



**部門：役員（理事、顧問、監事）の所属を、管理部門とする
役員のうち、理事の所属を管理部門・執行部とする**

NPO精管構の組織改編後の会員構成

属性	種別1	種別2	総会議決権	勤務状態	役職1	経営責任	役職2	役職3	意思決定会議		部門1	部門2				
会員	正会員 (NPO法上の社員) (運営の執行義務)	個人	あり	常勤社員 (通年運営)	役員	あり	理事	理事長	総会	理事会	執行部	管理部門				
								副理事長	総会	理事会						
								専務理事	総会	理事会						
								常務理事	総会	理事会						
								顧問	総会	(理事会)			—			
								監事	総会	(理事会)			—			
								職員	なし	—			局長	総会	—	事務局
													副局長	総会	—	
													局員	総会	—	
													部長	総会	—	検定部
副部長	総会	—														
部員	総会	—														
部長	総会	—	学術部													
副部長	総会	—														
部員	総会	—														
非常勤社員	職員	なし	—	—	総会	—	—									
会員	賛助会員 (運営を委任)	個人 団体	なし													
非会員																

<NPO精管構の旧運営組織体>

～委員会

各委員会が、各事業の企画立案や予算申請



<NPO精管構の新運営組織体>

部門

社員の部署・所属・役職

会議

社員が議論する場

枠組が異なる
構成員が異なる

① 管理部門：役員と職員

役員 → 監事、顧問、理事
職員 → 局員

執行部

理事長
副理事長
専務理事
常務理事

事務局

局長
副局長
局員

② 事業部門：職員 → 部員

検定部

部長
副部長
部員

学術部

部長
副部長
部員

<意思決定会議>

社員総会

非常勤社員
常勤社員

理事会

管理部門 監事
執行部：理事

<運営会議>

事業推進会議

執行部：常務理事
事務局：局長
検定部：部長
学術部：部長

<運営会議>

管理事務会議

執行部：担当常務理事
事務局：局長
事務局：副局長
事務局：局員

検定事業会議

執行部：担当常務理事
検定部：部長
検定部：副部長

学術事業会議

執行部：担当常務理事
学術部：部長
学術部：副部長

NPO精管構の組織改編VISION&MISSION 2022

役職

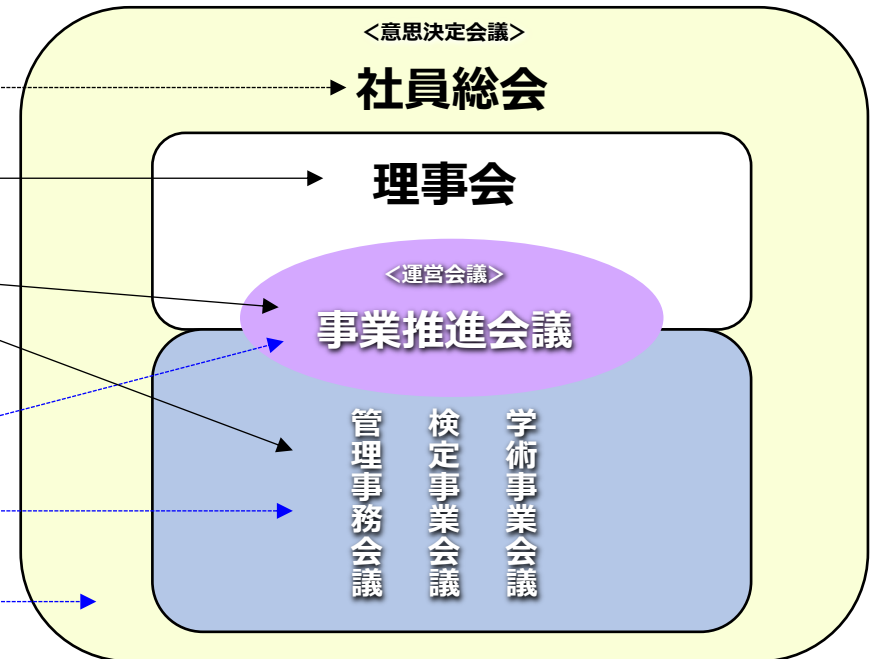
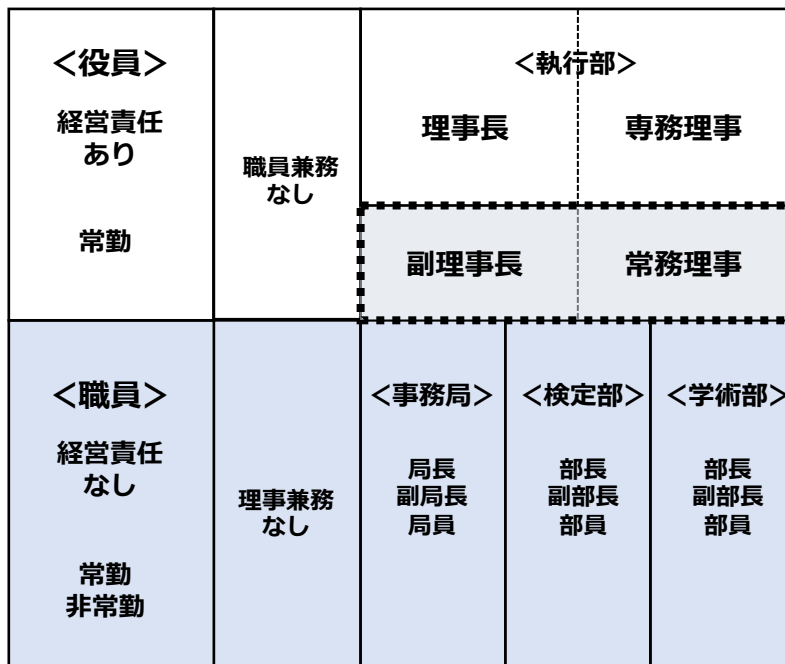
会議

現状：役員と職員の兼務者がいる状態
= 役割分担が曖昧な傾向

現状：各会議負担の偏り、会議間の共有不足
= 事業が停滞傾向

VISION：役員と職員兼務者がいない状態
= 明確な役割分担化

VISION：役員と職員、各会議間で密な情報共有
= 円滑な事業の推進



MISSION：兼務解消を可能な限り行う
部門別の設定の工夫などで対応

MISSION：定款の細則や新運営規程の作成
各会議参加ルールの設定などで対応

組織改編によるNPO会員の役割分担ストラテジー

NPO精管構に任意入会・退会

NPO精管構の支援者（個人・団体）

NPO精管構の構成員（NPO法上の社員）

運営・事業を正会員に委任
総会議決権なし

賛助会員

会員の役割分担

正会員

運営・事業の執行義務
総会議決権あり

<意思決定会議>

社員総会

通年的な実務

常勤社員

正会員の役割分担
任期制・定年制

非常勤社員

臨時的な実務協力

<意思決定会議>

理事会

①管理部門

顧問
監事
理事

役員

役職の役割分担
任期制・定年制

職員

①管理部門
②事業部門

①管理部門：執行部

経営責任あり

①管理部門：執行部

①管理部門：事務局

経営責任なし

②事業部門：検定部・学術部

専務理事

地域連携主体

理事の役割分担
主な運営の委任

常務理事

事業運営主体

事務局員

職員の役割分担
事務と事業

事業部員

<事業運営>

<実務協力主体>

常務理事の
役割分担

理事	大	中	小	設定目的	名前	職種
常務理事	運営	管理	全体	統括	A	医師
常務理事	運営	管理	経理	統括補佐	B	技師
常務理事	運営	管理	総務	統括補佐	C	技師
常務理事	運営	管理	特命	データベース構築	D	医師
常務理事	運営	事業	涉外	外部連携統括	E	医師
常務理事	運営	事業	涉外	外部連携統括補佐	F	技師
常務理事	運営	事業	検定	統括	G	医師
常務理事	運営	事業	検定	統括補佐	H	技師
常務理事	運営	事業	学術	統括	I	医師
常務理事	運営	事業	地域	北日本統括	J	医師
常務理事	運営	事業	地域	東日本統括	K	医師
常務理事	運営	事業	地域	西日本統括	L	医師

理事	大	中	小	設定目的	名前	職種
常務理事	運営協力	管理	経理	協力・従事	M	技師
常務理事	運営協力	管理	総務	協力・従事	N	技師
常務理事	運営協力	事業	検定	協力・従事	O	技師
常務理事	運営協力	事業	検定	協力・従事	P	技師
常務理事	運営協力	事業	学術	協力・従事	Q	技師
常務理事	運営協力	事業	学術	協力・従事	R	技師
常務理事	運営協力	事業	学術	協力・従事	S	技師
常務理事	運営協力	事業	学術	協力・従事	T	技師

管理や事業別の役割分担

管理や事業別の役割分担

*会議参加の分担

各小会議

<運営会議>

<運営会議>

事業推進会議

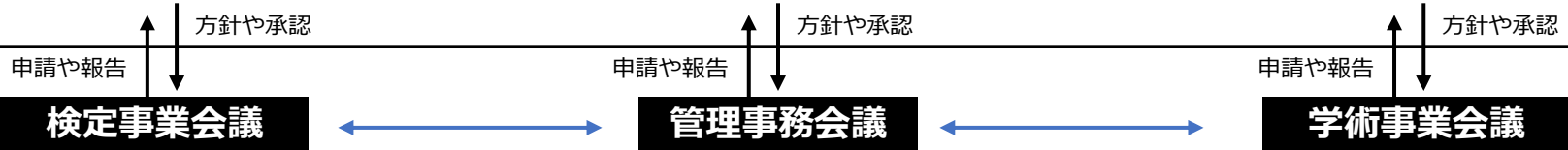
*会議参加の分担

管理事務会議
検定事業会議
学術事業会議

事業推進会議

* 理事会から委任された組織運営、各事業内容の決定

<部門>	<所属>	<役職>	<担当>	<部門>	<所属>	<役職>	<担当>	<部門>	<所属>	<役職>	<担当>
管理部門	執行部	常務理事	検定事業統括	管理部門	執行部	副理事長	特命・組織改編	管理部門	執行部	常務理事	学術事業統括
管理部門	執行部	常務理事	検定事業統括補佐	管理部門	執行部	常務理事	特命・データベース	管理部門	執行部	常務理事	学術事業統括補佐
管理部門	執行部	常務理事	渉外統括	管理部門	執行部	常務理事	管理業務統括	管理部門	執行部	常務理事	北日本地域統括
管理部門	執行部	常務理事	渉外統括補佐	管理部門	執行部	常務理事	管理業務補佐・財務	管理部門	執行部	常務理事	東日本地域統括
事業部門	検定部	部長	検定実務監督	管理部門	執行部	常務理事	管理業務補佐・庶務	管理部門	執行部	常務理事	西日本地域統括
				管理部門	事務局	局長	管理事務監督	事業部門	学術部	部長	学術実務監督

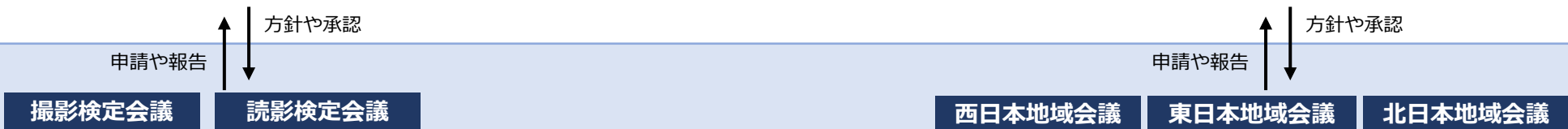


* 検定事業の計画、運営の協議

* 管理事務の協議、作業や実施

* 学術事業の計画、運営の協議

<部門>	<所属>	<役職>	<担当>	<部門>	<所属>	<役職>	<担当>	<部門>	<所属>	<役職>	<担当>
管理部門	執行部	常務理事	検定事業統括	管理部門	執行部	常務理事	管理業務統括	管理部門	執行部	常務理事	学術事業統括
管理部門	執行部	常務理事	検定事業統括補佐	管理部門	執行部	常務理事	管理業務補佐・財務	管理部門	執行部	常務理事	学術事業統括補佐
管理部門	執行部	常務理事	渉外統括	管理部門	執行部	常務理事	管理業務補佐・庶務	管理部門	執行部	常務理事	北日本地域統括
管理部門	執行部	常務理事	渉外統括補佐	管理部門	事務局	局長	管理事務監督	管理部門	執行部	常務理事	東日本地域統括
管理部門	執行部	常務理事	検定事業協力	管理部門	事務局	副局長	管理事務監督補佐	管理部門	執行部	常務理事	西日本地域統括
事業部門	検定部	部長	検定実務監督	管理部門	事務局	局員	管理事務・財務	管理部門	執行部	常務理事	学術事業協力
事業部門	検定部	副部長	検定実務監督補佐	管理部門	事務局	局員	管理事務・庶務	事業部門	学術部	部長	学術実務監督
								事業部門	学術部	副部長	学術実務監督補佐



* 検定事業の作業、実施

* 学術事業の作業、実施

<部門>	<所属>	<役職>	<担当>	<部門>	<所属>	<役職>	<担当>
管理部門	執行部	常務理事	検定事業協力	管理部門	執行部	常務理事	検定事業協力
事業部門	検定部	部長	検定実務監督	事業部門	検定部	部長	検定実務監督
事業部門	検定部	副部長	検定実務監督補佐	事業部門	検定部	副部長	検定実務監督補佐
事業部門	検定部	部員	検定実務	事業部門	検定部	部員	検定実務

適時、
小会議や
Working Group:WG
の設置

(1) 辞任ならびに異動する理事（20名）

- 加藤 勝章 医師 宮城県対がん協会 がん検診センター
- 入口 陽介 医師 東京都がん検診センター
- 丹羽 康正 医師 愛知県がんセンター
- 松谷 基広 技師 岩手県予防医学協会
- 岡田 義和 技師 東ブラ健診クリニック
- 福岡 義和 技師 神奈川県労働衛生福祉協会
- 柏木 秀樹 技師 近畿健康管理センター
- 芳野 克洋 技師 恵生会病院健診部
- 中園 直幸 技師 大阪府信用金庫健康保険組合
- 藤澤 靖 技師 京都予防医学センター
- 平 定一郎 技師 岡山市医師会総合メディカルセンター
- 佐藤 清二 技師
- 鶴田 恭央 技師
- 工藤 泰 技師
- 宮田 和則 技師
- 西川 孝 技師
- 板谷 充子 技師
- 北川まゆみ 技師 （個別承諾伺い文書/2022年6月28日未着）
- 鷺見 和幸 技師 （個別承諾伺い文書/2022年6月28日未着）
- 前川 進 技師 （個別承諾伺い文書/2022年6月28日未着）

(2) 新たに選任する理事候補者（4名）

- 千葉 隆士 医師 宮城県対がん協会 がん検診センター
- 草苺 正典 技師 東京都予防医学協会
- 今出 克利 技師 大宮医師会
- 水町 寿伸 技師 佐賀県健康づくり財団

(3) 選任された理事の任期

- 2022年度理事会の終結の時から、2024年3月31日まで

(4) 辞任する副理事長（1名）

- 八巻 悟郎 医師 アジュール竹芝総合健診センター所長

(5) 新たに選任する副理事長候補者（2名）

- 中原 慶太 医師 佐賀県健康づくり財団
- 水町 寿伸 技師 佐賀県健康づくり財団

(6) 選任された副理事長の任期

- 2022年度理事会の終結の時から、2024年3月31日まで

(7) 辞任する監事（1名）

- 小川 利政 技師

(8) 新たに選任する監事候補者（1名）

- 板谷 充子 技師

(9) 選任された監事の任期

- 2022年度理事会の終結の時から、2024年3月31日まで

(10) 新たに選任する顧問（3名）

- 八巻 悟郎 医師 アジュール竹芝総合健診センター所長
- 木村 俊雄 技師 神奈川県予防医学協会
- 高橋 伸之 技師 船員保険 北海道健康管理センター

《参考》

- 定款上の理事の定数 20人以上
- 定款上の副理事長の定数 2～3人
- 定款上の監事の定数 1人以上
- 現理事数 53名
- 現副理事長数 1名
- 現監事数 2名

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 人員配置表：部門別

2022年6月28日

1) 管理部門：常勤51名(欠員3名)

執行部：39名(欠員1名)

役職1	役職2	担当会務	名前	職種	役職1	役職2	担当会務	名前	職種
役員	理事長	代表理事	杉野 吉則	医師	役員	常務理事	特命(会員DB)	吉田 諭史	医師
役員	副理事長	特命(組織改編)	中原 慶太	医師	役員	常務理事	事業運営(渉外統括)	(欠員)	
役員	副理事長	特命(組織改編)	水町 寿伸(新)	技師	役員	常務理事	事業運営(渉外統括補佐)	重松 綾	技師
役員	専務理事	地域連携(北海道)	安保 智典	医師	役員	常務理事	事業運営(管理業務統括)	水谷 勝	医師
役員	専務理事	地域連携(東北)	千葉 隆士(新)	医師	役員	常務理事	事業運営(管理業務：経理統括補佐)	富樫 聖子	技師
役員	専務理事	地域連携(関東甲信越)	松川 正明	医師	役員	常務理事	事業運営(管理業務：庶務統括補佐)	川上 哲弘	技師
役員	専務理事	地域連携(関東甲信越)	宮川 国久	医師	役員	常務理事	事業運営(検定事業統括)	剛崎 寛徳	医師
役員	専務理事	地域連携(関東甲信越)	浅田 栄一	技師	役員	常務理事	事業運営(検定事業統括補佐)	草苺 正典(新)	技師
役員	専務理事	地域連携(関東甲信越)	大森 正司	技師	役員	常務理事	事業運営(検定事業統括補佐)	今出 克利(新)	技師
役員	専務理事	地域連携(関東甲信越)	中村祐二郎	技師	役員	常務理事	事業運営(学術事業統括)	小田 丈二	医師
役員	専務理事	地域連携(関東甲信越)	村岡 勝美	技師	役員	常務理事	事業運営(学術事業統括補佐)	見本 真一	技師
役員	専務理事	地域連携(東海北陸)	中谷 恒夫	技師	役員	常務理事	事業運営(北日本地域統括)	萩原 武	医師
役員	専務理事	地域連携(近畿)	伊藤 高広	医師	役員	常務理事	事業運営(東日本地域統括)	仲村 明恒	医師
役員	専務理事	地域連携(近畿)	松尾 祥弘	医師	役員	常務理事	事業運営(西日本地域統括)	森田 秀祐	医師
役員	専務理事	地域連携(中国四国)	中村 信美	技師	役員	常務理事	事業協力(検定事業)	石本 裕二	技師
役員	専務理事	地域連携(九州)	土亀 直俊	医師	役員	常務理事	事業協力(検定事業)	菅野 宏之	技師
					役員	常務理事	事業協力(学術事業)	小牟田 学	技師
					役員	常務理事	事業協力(学術事業)	稲葉 雅志	技師
					役員	常務理事	事業協力(学術事業)	下山田 明	技師
					役員	常務理事	事業協力(学術事業)	中村 真	技師
					役員	常務理事	事業協力(学術事業)	石川 祐三	技師
					役員	監事	監査(業務執行、財務など)	原田 容治	医師
					役員	監事	監査(業務執行、財務など)	板谷 充子(新)	技師

事務局：7名(欠員2名)

顧問(5名)

役職1	役職2	担当会務	名前	職種	役職1	役職2	担当会務	名前	職種
職員	局長	管理実務監督	(欠員)		役員	顧問	助言	細井 董三	医師
職員	副局長	管理実務監督補佐	(欠員)		役員	顧問	助言	馬場 保昌	医師
職員	局員	管理実務従事	池田 圭介	技師	役員	顧問	助言	八巻 悟郎	医師
職員	局員	管理実務従事	萩原 弘之	技師	役員	顧問	助言	木村 俊雄	技師
職員	局員	管理実務従事	田形 千恵	技師	役員	顧問	助言	高橋 伸之	技師
職員	局員	管理実務従事	森 一宏	技師					
職員	局員	管理実務従事	鈴木 美子	事務					

2) 事業部門：常勤37名(欠員6名)

検定部：18名(欠員3名)

学術部：19名(欠員3名)

役職1	役職2	担当会務	名前	職種	役職1	役職2	担当会務	名前	職種
職員	部長	検定事業実務監督	金子 英利	技師	職員	部長	学術事業実務監督	坂倉 智紀	技師
職員	副部長	検定事業実務監督補佐	山岸 史明	技師	職員	副部長	学術事業実務監督補佐	高木 優	技師
職員	部員	技術B検定実務従事	春木 秀敏	技師	職員	部員	北日本地域担当実務従事	藤原 学	技師
職員	部員	技術B検定実務従事	松本隆之介	技師	職員	部員	北日本地域担当実務従事	久保田 憲宏	技師
職員	部員	技術B検定実務従事	黒沼 典剛	技師	職員	部員	北日本地域担当実務従事	田内 慎一	技師
職員	部員	技術B検定実務従事	和田 昌訓	技師	職員	部員	北日本地域担当実務従事	(欠員)	
職員	部員	技術B検定実務従事	下平 和紀	技師	職員	部員	東日本地域担当実務従事	依光 展和	医師
職員	部員	技術B検定実務従事	土肥菜莉江	技師	職員	部員	東日本地域担当実務従事	松本 裕治	技師
職員	部員	技術B検定実務従事	(欠員)		職員	部員	東日本地域担当実務従事	安藤 健一	技師
職員	部員	技術B検定実務従事	細見 聡	技師	職員	部員	東日本地域担当実務従事	鶴沼 清仁	技師
職員	部員	技術B検定実務従事	加藤 宏章	技師	職員	部員	東日本地域担当実務従事	宮本真一郎	技師
職員	部員	読影B検定実務従事	大峯 栄蔵	技師	職員	部員	東日本地域担当実務従事	(欠員)	
職員	部員	読影B検定実務従事	婦木 祐市	技師	職員	部員	東日本地域担当実務従事	(欠員)	
職員	部員	読影B検定実務従事	大角 博久	技師	職員	部員	西日本地域担当実務従事	西戸 伸之	技師
職員	部員	読影B検定実務従事	大久保 誠	技師	職員	部員	西日本地域担当実務従事	赤岩 寛志	技師
職員	部員	読影B検定実務従事	吉原 康了	技師	職員	部員	西日本地域担当実務従事	小西 哲生	技師
職員	部員	読影B検定実務従事	(欠員)		職員	部員	西日本地域担当実務従事	山田 耕一郎	技師
職員	部員	読影B検定実務従事	(欠員)		職員	部員	西日本地域担当実務従事	小豆 誠	技師
					職員	部員	西日本地域担当実務従事	山本順次	技師

3) 事業部門：非常勤67名

検定部・学術部											
旧指導資格	名前	職種	都道府県	旧指導資格	名前	職種	都道府県	旧指導資格	名前	職種	都道府県
旧指導講師	長谷川 圭三	技師	北海道在住	旧指導講師	出島 毅	技師	東京都在住	旧指導員	米谷 孝史	技師	大阪府在住
旧指導員	阿部 仁	技師	北海道在住	旧指導講師	山里 哲郎	医師	東京都在住	旧指導員	白波瀬 茜	技師	大阪府在住
旧指導員	小野寺 涉	技師	北海道在住	旧指導員	漆原 貴之	技師	東京都在住	旧指導員	瀬戸 賢治	技師	大阪府在住
旧指導員	佐々木 一磨	技師	北海道在住	旧指導員	奥田 圭二	技師	東京都在住	旧指導員	高井 正史	医師	大阪府在住
旧指導員	高橋 敦司	技師	北海道在住	旧指導員	佐藤 朋子	技師	東京都在住	旧指導員	拜原 正直	技師	大阪府在住
旧指導員	戸田 康文	技師	北海道在住	旧指導員	小澤 篤史	技師	茨城県在住	旧指導員	福本 弘幸	技師	大阪府在住
旧指導員	西田 大	技師	北海道在住	旧指導員	杉山 純也	技師	茨城県在住	旧指導員	和久本 義昌	技師	大阪府在住
旧指導員	吹田 沙織	技師	北海道在住	旧指導員	青柳 孝行	技師	神奈川県在住	旧指導員	和田 健太郎	技師	大阪府在住
旧指導員	吹田 将幸	技師	北海道在住	旧指導員	植村 博次	技師	神奈川県在住	旧指導員	大槻 和也	技師	大阪府在住
旧指導員	細川 肇	技師	北海道在住	旧指導員	古谷 光宏	技師	神奈川県在住	旧指導員	平松 佐和子	技師	大阪府在住
旧指導員	和田 智文	技師	北海道在住	旧指導員	宮地 伸治	技師	神奈川県在住	旧指導員	岡本 繁	技師	京都府在住
旧指導員	工藤 純一	技師	北海道在住	旧指導講師	埋橋 喜次	技師	千葉県在住	旧指導員	西 信次	技師	和歌山県在住
旧指導員	小野 賢一	技師	山形県在住	旧指導員	草間 正造	技師	千葉県在住	旧指導員	松尾 浩二	技師	岡山県在住
旧指導講師	宮崎 武士	技師	宮城県在住	旧指導員	越川 誠	技師	千葉県在住	旧指導員	竹内 誠	技師	広島県在住
旧指導員	安藤 美智子	技師	宮城県在住	旧指導員	鈴木 一志	技師	千葉県在住	旧指導員	田村 隆行	技師	広島県在住
旧指導員	鎌倉 克行	技師	宮城県在住	旧指導員	濱崎 由起子	技師	千葉県在住	旧指導員	原川 貴之	技師	広島県在住
旧指導員	川崎 将	技師	宮城県在住	旧指導員	佐藤 一雄	技師	長野県在住	旧指導員	星田 洋征	技師	広島県在住
旧指導員	西 祐治	技師	宮城県在住	旧指導員	加納 健次	技師	愛知県在住	旧指導員	松岡 洋矢	技師	広島県在住
				旧指導員	佐藤 直樹	技師	愛知県在住	旧指導講師	谷野 節男	技師	山口県在住
				旧指導講師	鈴木 雅雄	医師	岐阜県在住	旧指導員	宇田 和広	技師	香川県在住
								旧指導員	立本 秀樹	技師	香川県在住
								旧指導員	松野 勝也	技師	香川県在住
								旧指導員	山岡 知晴	技師	香川県在住
								旧指導員	宮野 浩	技師	愛媛県在住
								旧指導員	大石 哲也	技師	福岡県在住
								旧指導員	小鷹 新弥	技師	長崎県在住
								旧指導員	大久保 秀	技師	熊本県在住
								旧指導員	山下 貴士	技師	熊本県在住
								旧指導員	淵脇 崇史	技師	鹿児島県在住

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 人員配置表：会議別

2022年6月28日

1) 総会

正会員

※定足数：表決権を持つ者（欠員除く）の1/10以上

2) 理事会：39名（欠員1名）

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種	役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
議長	管理部門	執行部	役員	理事長	杉野 吉則	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	吉田 諭史	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	副理事長	中原 慶太	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	(欠員)	
審議・表決	管理部門	執行部	役員	副理事長	水町 寿伸(新)	技師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	重松 綾	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	安保 智典	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	水谷 勝	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	千葉 隆士(新)	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	富樫 聖子	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	松川 正明	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	川上 哲弘	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	宮川 国久	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	剛崎 寛徳	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	浅田 栄一	技師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	草苺 正典(新)	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	大森 正司	技師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	今出 克利(新)	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	中村祐二郎	技師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	小田 丈二	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	村岡 勝美	技師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	見本 真一	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	中谷 恒夫	技師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	萩原 武	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	伊藤 高広	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	仲村 明恒	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	松尾 祥弘	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	森田 秀祐	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	中村 信美	技師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	石本 裕二	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	専務理事	土亀 直俊	医師	審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	菅野 宏之	技師
							審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	小牟田 学	技師
							審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	稲葉 雅志	技師
							審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	下山田 明	技師
							審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	中村 真	技師
							審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	石川 祐三	技師
							監査	管理部門	執行部	役員	監事	原田 容治	医師
							監査	管理部門	執行部	役員	監事	板谷 充子(新)	技師

※定足数：表決権を持つ者（欠員除く）の1/2以上；6月30日時点、19名

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
オブザーバー	管理部門	—	役員	顧問	細井 董三	医師
オブザーバー	管理部門	—	役員	顧問	馬場 保昌	医師
オブザーバー	管理部門	—	役員	顧問	八巻 悟郎	医師
オブザーバー	管理部門	—	役員	顧問	木村 俊雄	技師
オブザーバー	管理部門	—	役員	顧問	高橋 伸之	技師

3) 事業推進会議：19名（欠員2名）

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
議長	管理部門	執行部	役員	副理事長	中原 慶太	医師
司会	管理部門	執行部	役員	副理事長	水町 寿伸	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	吉田 諭史	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	重松 綾	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	水谷 勝	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	富樫 聖子	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	川上 哲弘	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	剛崎 寛徳	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	草苺 正典	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	今出 克利	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	小田 丈二	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	見本 真一	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	萩原 武	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	仲村 明恒	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	森田 秀祐	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	(欠員)	
議事録	管理部門	事務局	職員	局長	(欠員)	
審議・表決	事業部門	学術部	職員	部長	坂倉 智紀	技師
審議・表決	事業部門	検定部	職員	部長	金子 英利	技師

※定足数：表決権を持つ者（欠員除く）の2/3以上；6月30日時点、12名

4) 管理事務会議：10名（欠員2名）

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
議長	管理部門	執行部	役員	常務理事	水谷 勝	医師
司会	管理部門	執行部	役員	常務理事	富樫 聖子	技師
議事録	管理部門	執行部	役員	常務理事	川上 哲弘	技師
審議・表決	管理部門	事務局	職員	局長	(欠員)	
審議・表決	管理部門	事務局	職員	副局長	(欠員)	
審議・表決	管理部門	事務局	職員	局員	池田 圭介	技師
審議・表決	管理部門	事務局	職員	局員	萩原 弘之	技師
審議・表決	管理部門	事務局	職員	局員	田形 千恵	技師
審議・表決	管理部門	事務局	職員	局員	森 一宏	技師
審議・表決	管理部門	事務局	職員	局員	鈴木 美子	事務

※定足数：表決権を持つ者（欠員除く）の2/3以上；6月30日時点、6名

5) 検定事業会議：9名（欠員1名）

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
議長	管理部門	執行部	役員	常務理事	剛崎 寛徳	医師
司会/議事録	管理部門	執行部	役員	常務理事	草苺 正典	技師
司会/議事録	管理部門	執行部	役員	常務理事	今出 克利	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	重松 綾	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	石本 裕二	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	菅野 宏之	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	(欠員)	
審議・表決	事業部門	検定部	職員	部長	金子 英利	技師
審議・表決	事業部門	検定部	職員	副部長	山岸 史明	技師

※定足数：表決権を持つ者（欠員除く）の2/3以上；6月30日時点、6名

6) 学術事業会議：12名

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
議長	管理部門	執行部	役員	常務理事	小田 丈二	医師
司会	管理部門	執行部	役員	常務理事	見本 真一	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	萩原 武	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	仲村 明恒	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	森田 秀祐	医師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	小牟田 学	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	稲葉 雅志	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	下山田 明	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	中村 真	技師
審議・表決	管理部門	執行部	役員	常務理事	石川 祐三	技師
議事録	事業部門	学術部	職員	部長	坂倉 智紀	技師
審議・表決	事業部門	学術部	職員	副部長	高木 優	技師

※定足数：表決権を持つ者（欠員除く）の2/3以上；6月30日時点、8名

7) 技術B検定会議：11名（欠員1名）

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	石本 裕二	技師
進捗管理	事業部門	検定部	職員	部長	金子 英利	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	春木 秀敏	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	黒沼 典剛	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	和田 昌訓	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	下平 和紀	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	土肥 菜莉江	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	福山 智之	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	細見 聡	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	松本隆之介	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	加藤 宏章	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	(欠員)	

9) 北日本地域会議：7名

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	萩原 武	医師
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	小牟田 学	技師
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	稲葉 雅志	技師
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	下山田 明	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	田内 慎一	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	藤原 学	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	久保田 憲宏	技師

10) 東日本地域会議：10名（欠員2名）

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	仲村 明恒	医師
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	中村 真	技師
進捗管理	事業部門	学術部	職員	部長	坂倉 智紀	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	依光 展和	医師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	松本 裕治	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	安藤 健一	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	鶴沼 清仁	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	宮本真一郎	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	(欠員)	
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	(欠員)	

8) 読影B検定会議：8名（欠員1名）

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	菅野 宏之	技師
進捗管理	事業部門	検定部	職員	副部長	山岸 史明	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	大峯 栄蔵	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	婦木 祐市	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	大角 博久	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	大久保 誠	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	吉原 康了	技師
作業実施	事業部門	検定部	職員	部員	(欠員)	

11) 西日本地域会議：9名

役割	部門1	部門2	役職1	役職2	名前	職種
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	森田 秀祐	医師
進捗管理	管理部門	執行部	役員	常務理事	石川 祐三	技師
進捗管理	事業部門	学術部	職員	副部長	高木 優	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	西戸 伸之	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	赤岩 寛志	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	小豆 誠	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	山本順次	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	小西 哲生	技師
作業実施	事業部門	学術部	職員	部員	山田 耕一郎	技師

※技術B・読影B検定会議

役割	所属1	所属2	役職1	役職2	名前	職種
オブザーバー	管理部門	執行部	役員	常務理事	剛崎 寛徳	医師
オブザーバー	管理部門	執行部	役員	常務理事	草苺 正典	技師
オブザーバー	管理部門	執行部	役員	常務理事	今出 克利	技師

※北日本・東日本・西日本地域会議

役割	所属1	所属2	役職1	役職2	名前	職種
オブザーバー	管理部門	執行部	役員	常務理事	小田 丈二	医師
オブザーバー	管理部門	執行部	役員	常務理事	見本 真一	技師

第2号議案 総会や理事会等の運営規程の制定について

(理事会資料 1-2)

今回の組織改編に伴い、総会や理事会等の運営規程の制定について、理事会資料 1-2 等のとおり提案致しますので、審議のうえご承認頂きますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 総会の運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、当法人という)の定款第20条から第29条に定める事項のほか、当法人の通常総会及び臨時総会(以下、総会という)の運営に関し必要な事項を定める。

(構成員と表決権)

第2条 総会は当法人の社員(以下、正会員という)で構成する。

2. 正会員は総会会議(以下、総会)に出席する資格を有するとともに、各1個の表決権を持つ。
3. 前項の定めに関わらず、以下の各号に定める者は総会に参加することができる。
 - (1)理事長が必要と認め、当法人の経営に必要な助言を求める個人
 - (2)副理事長が必要と認め、当法人の経営に必要な助言を求める個人
4. 前項の定めによって総会に参加する者は表決権を有さない。

(運営)

第3条 総会は、管理部門執行部に所属する管理業務担当常務理事と管理門事務局に所属する職員によって運営を総理する。

2. 総会を運営するための会議は、管理事務会議の運営規程にしたがって開催するものとする。

(開催期間)

第4条 通常総会は、毎事業年度の終了日から3ヶ月以内に開催終了する。

2. 臨時総会は、招集請求のあった日から30日以内に開催終了する。

(議題種別)

第5条 総会の議題は、報告案件・審議案件とする。

(開催方法)

第6条 総会の開催は、オンラインでの対面あるいは書面、あるいはその両方をもって行う。

(開催概要)

第7条 管理業務担当常務理事は、事業推進会議の承認を得たうえで、開催期間や議題等を決定する。

2. 事務局長(以下、局長)は、開催期間や議題等の局長案を作成し、管理事務会議に諮る。
3. 管理事務会議を構成する者は、前項の局長案を参照し、協議したうえで管理事務会議案として事業推進会議に諮る。

4. 事業推進会議を構成する者は、前項の管理事務会議案を参照し、協議したうえで総会の議題を定める。

(開催案内)

第8条 事務局に所属する庶務担当局員(以下、庶務担当局員)は、管理事務会議の承認を得たうえで、開催期間・議題・議決行使書(委任を含む)を記載した返信用フォームを正会員に送付する。

2. 庶務担当局員は、総会の参加人数のほか、議題の審議結果を管理業務担当常務理事に報告する。

(開催案内)

第9条 管理業務担当常務理事は、総会の参加人数のほか、議題の審議結果を理事長ならびに事業推進会議に報告する。

2. 庶務担当局員は、総会の参加人数や正会員の表決内容を集計する。

(議事録)

第10条 管理業務担当常務理事は、議事録署名人の承認が得られた議事録を総会終了後1週間以内に正会員へ通知する。

2. 管理業務担当常務理事は、以下の各号に定める業務を、管理部門に所属する者に依頼することができる。

(1) 議事録の起草

(2) 議事録署名人の承認

(3) 議事録のホームページへの公表

附 則

1. 本規程は、2022年7月1日から施行する。
2. 当法人の各種規程の定めに関わらず、2022年度の組織改編後、本会議体を構成する者の任期は2024年3月31日までとする。
3. 本規程の改廃は、理事会での議決を要する。

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 理事会の運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、当法人という)の定款第30条から第37条に定める事項のほか、当法人の理事会及び臨時理事会(以下、理事会という)の運営に関し必要な事項を定める。

(構成員と表決権)

第2条 理事会は当法人の理事で構成する。

2. 理事は理事会会議(以下、理事会)に参加する資格を有するとともに、各1個の表決権を持つ。
3. 監事は理事会に参加する資格を有する。
4. 前項、前々項の定めに関わらず、以下の各号に定める者は理事会に参加することができる。
 - (1) 理事長が必要と認め、当法人の経営に必要な助言を求める個人
 - (2) 副理事長が必要と認め、当法人の経営に必要な助言を求める個人
5. 監事及び前項の定めにより理事会に参加する者は表決権を有さない。

(運営)

第3条 理事会は、管理部門執行部に所属する管理業務担当常務理事と管理部門事務局に所属する職員によって運営を総理する。

2. 理事会を運営するための会議は、管理事務会議の運営規程にしたがって開催するものとする。

(開催期間)

第4条 理事会は、毎事業年度の終了日から3ヶ月以内に開催終了する。

2. 臨時理事会は、招集請求のあった日から30日以内に開催終了する。

(議題種別)

第5条 理事会の議題は、報告案件・審議案件とする。

(開催方法)

第6条 理事会の開催は、オンラインでの対面あるいは書面、あるいはその両方をもって行う。

(開催概要)

第7条 管理業務担当常務理事は、事業推進会議の承認を得たうえで、開催期間や議題等を決定する。

2. 事務局長(以下、局長)は、開催期間や議題等の局長案を作成し、管理事務会議に諮る。
3. 管理事務会議を構成する者は、前項の局長案を参照し、協議したうえで管理事務会議案として事業推進会議に諮る。

4. 事業推進会議を構成する者は、前項の管理事務会議案を参照し、協議したうえで理事会の議題を定める。

(開催案内)

第8条 事務局に所属する庶務担当局員(以下、庶務担当局員)は、管理事務会議の許可を得たうえで、開催期間・議題・議決行使書を記載した返信用フォームを理事に送付する。

(決議報告)

第9条 管理業務担当常務理事は、理事会の参加人数のほか、議題の審議結果を理事長ならびに事業推進会議に報告する。

2. 庶務担当局員は、理事会の参加人数や理事の表決内容を集計する。

(議事録)

第10条 管理業務担当常務理事は、議事録署名人の承認が得られた議事録を理事会終了後1週間以内に理事へ通知する。

2. 管理業務担当常務理事は、以下の各号に定める業務を、管理部門に所属する者に依頼することができる。

(1) 議事録の起草

(2) 議事録署名人の承認

(3) 議事録のホームページへの公表

附 則

1. 本規程は、2022年7月1日から施行する。

2. 当法人の各種規程の定めに関わらず、2022年度の組織改編後、本会議体を構成する者の任期は2024年3月31日までとする。

3. 本規程の改廃は、理事会での議決を要する。

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 事業推進会議の運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構（以下、当法人という）が行う全ての事業を推進するための会議のしかたを定めるものである。

(定義)

第 2 条 事業推進会議とは、当法人の管理部門、事業部門に所属し、所管の事業を管理・監督したり統括したりする役割を担う者が集まって議論する場のこととする。

(役割)

第 3 条 事業推進会議では、当法人の事業計画案・事業報告案およびその予算案・決算案をとりまとめ、理事会と監事会に諮るとともに、事務局が行う庶務・経理業務ならびに検定事業と学術事業の管理と統括を行う。

第 2 章 会 議

(議題)

第 4 条 事業推進会議では、この規程に定める事項のほか次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議長)

第 5 条 事業推進会議の議長は、副理事長がこれにあたる。

(議長の権限)

- 第 6 条 議長は会議の議案を決定することができる。
2. 議長は会議の司会ならびに議事録執筆者を指名することができる。
 3. 議長は、事業推進会議以外の会議議事録の提出を各会議体の議長に求めることができる。

(会議の参加義務と表決権)

第 7 条 会議に参加し各 1 個の表決権を持つ者は、以下の各号に定めるとく、管理部門執行部に所属する役員と事業部門に所属する職員とする。

- (1) 副理事長
- (2) 事業運営担当 常務理事

- (3) 事務局 局長
 - (4) 検定部 部長
 - (5) 学術部 部長
2. 前項の定めに関わらず、表決権を有さず会議に参加する権利を有する者は以下の各号のとおりとする。
- (1) 理事長
 - (2) 事業を推進するために必要な助言を求める個人ならびに団体
3. 前項第2号に定める者に会議参加を要請する場合には議長の許可を要する。

(会議の開催)

第8条 事業推進会議の定例会議は毎月1回開催する。

2. 臨時会議は、次に掲げる場合に開催できる。

(1) 議長が必要と認め、招集するとき。

(2) 前条第1項に定める者の5分の1以上から、目的を記載した書面により招集請求があったとき。

3. 定例会議および臨時会議を開催できない緊急事案が発生した場合には、電子書面による持ち回り会議を開催することができる。

(定足数)

第9条 事業推進会議の定例会議と臨時会議は、第7条第1項に定める者のうち3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決方法)

第10条 事業推進会議においてはあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

2. 事業推進会議の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、事業推進会議において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 事業推進会議の運営規程の変更

(2) 残余財産の処分案

(書面または代理人による表決)

第 12 条 やむを得ない理由により事業推進会議に出席できない者は、あらかじめ議案の賛否を書面で議長に表明することができる。

2. 前項のほか、やむを得ない理由により事業推進会議に出席できない者は、議長あるいは第 7 条第 1 項に定めた会議参加者に表決権を委任することが出来る。

3. 前項の委任には、事業推進会議の定例会議日あるいは臨時会議日の前日までに委任状を議長に提出しなければならない。

4. 第 3 項の規定により委任状を提出した者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 13 条 事業推進会議の議事録は、議事録執筆担当者がこれを調整し、議長および会議において選出された議事録署名人 1 人がこれに署名しなければならない。

2. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業推進会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の司会および議事録署名人の選任に関する事項
- (4) 会議の経過の概要
- (5) 議案別の議決の結果

第 3 章 専決処分

(専決処分)

第 14 条 議長は、理事会に付議すべき事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

2. 議長は、前項の規定による処置については、次の理事会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

3. 議長は、理事会ならびに理事長から書面により依頼された事項の処置については次の理事会においてこれを報告しなければならない。

第 4 章 会議体の設置

(内部/下位会議体の設置)

第 15 条 事業推進会議は、第 1 条に規定する目的を達成するために、必要に応じ事業推進会議の議決を経て、内部会議体あるいは下位会議体を置くことができる。

附 則

1. 本規程は、2022 年 7 月 1 日から施行する。

2. 当法人の各種規程の定めに関わらず、2022 年度の組織改編後、本会議体を構成する者の任期は 2024 年 3 月 31 日までとする。

3. 本規程の改廃は事業推進会議での議決を要する。

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 管理事務会議の運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構（以下、当法人という）の管理業務のうち主に事務に関する会議のしかたを定めるものである。

(定義)

第 2 条 管理事務会議とは、管理部門執行部に所属する管理業務担当常務理事と管理部門事務局に所属する職員が、事業を円滑に行うための庶務・経理業務について議論する場のこととする。

第 2 章 会 議

(議題)

第 3 条 管理事務会議では、この規程に定める事項のほか次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 事業推進会議に付議すべき事項
- (2) 事業推進会議の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業推進会議の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議長)

第 4 条 管理事務会議の議長は、管理業務統括担当常務理事がこれにあたる。

(議長の権限)

第 5 条 議長は会議の議案を決定することができる。
2. 議長は会議の司会ならびに議事録執筆者を指名することができる。

(会議の参加義務と表決権)

第 6 条 会議に参加し各 1 個の表決権を持つ者は、以下の各号に定めるとく、管理部門執行部に所属する役員と同部門事務局に所属する職員とする。

- (1) 管理業務統括担当 常務理事
 - (2) 管理業務統括補佐担当 常務理事
 - (3) 管理業務協力担当 常務理事
 - (4) 事務局 局長
 - (5) 事務局 副局長
 - (6) 事務局 局員
2. 前項の定めに関わらず、表決権を有さず会議に参加する権利を有する者は以下の各号のとおりとする。

- (1) 事業を推進するために必要な助言を求める個人ならびに団体
3. 前項第1号に定める者に会議参加を要請する場合には議長の許可を要する。

(会議の開催)

第7条 管理事務会議の定例会議は年に3回開催する。

2. 臨時会議は、次に掲げる場合に開催できる。

- (1) 議長が必要と認め、招集するとき。

- (2) 前条第1項に定める者の5分の1以上から、目的を記載した書面により招集請求があったとき。

3. 定例会議および臨時会議を開催できない緊急事案が発生した場合には、電子書面による持ち回り会議を開催することができる。

(定足数)

第8条 管理事務会議の定例会議と臨時会議は、第6条第1項に定める者のうち3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決方法)

第9条 管理事務会議においてはあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

2. 管理事務会議の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第10条 管理事務会議の運営規程を変更するときは、管理事務会議において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(書面または代理人による表決)

第11条 やむを得ない理由により管理事務会議に出席できない者は、あらかじめ議案の賛否を書面で議長に表明することができる。

2. 前項のほか、やむを得ない理由により管理事務会議に出席できない者は、議長あるいは第6条第1項に定めた会議参加者に表決権を委任することが出来る。
3. 前項の委任には、管理事務会議の定例会議日あるいは臨時会議日の前日までに委任状を議長に提出しなければならない。
4. 第3項の規定により委任状を提出した者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 12 条 管理事務会議の議事録は、議事録執筆担当者がこれを調整し、議長および会議において選出された議事録署名人 1 人がこれに署名しなければならない。

2. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の司会および議事録署名人の選任に関する事項
- (4) 会議の経過の概要
- (5) 議案別の議決の結果

第 3 章 専決処分

(専決処分)

第 13 条 議長は、事業推進会議に付議すべき事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

2. 議長は、前項の規定による処置については、次の事業推進会議においてこれを報告し、承認を得なければならない。

3. 議長は、事業推進会議ならびに副理事長から書面により依頼された事項の処置については次の事業推進会議においてこれを報告しなければならない。

第 4 章 会議体の設置

(内部/下位会議体の設置)

第 14 条 管理事務会議は、第 1 条に規定する目的を達成するために、必要に応じ管理事務会議の議決を経て、内部会議体あるいは下位会議体を置くことができる。

附 則

1. 本規程は、2022 年 7 月 1 日から施行する。
2. 当法人の各種規程の定めに関わらず、2022 年度の組織改編後、本会議体を構成する者の任期は 2024 年 3 月 31 日までとする。
3. 本規程の改廃は管理事務会議の審議のもと事業推進会議の承認を要する。

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 検定事業会議の運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、当法人という)が行う検定事業を推進するための会議のしかたを定めるものである。

(定義)

第 2 条 検定事業会議とは、当法人が所管する検定事業を健全かつ円滑に運営するために、管理部門、事業部門に所属し、検定事業の運営全般を管理・監督したり統括したりする役割を担う者が集まって議論する場のこととする。

(役割)

第 3 条 検定事業会議では、当法人の検定事業計画案・事業報告案およびその予算案・決算案をとりまとめ、事業推進会議に報告する。

第 2 章 会 議

(議題)

第 4 条 検定事業会議では、この規程に定める事項のほか次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 事業推進会議に付議すべき事項
- (2) 事業推進会議の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業推進会議の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議長)

第 5 条 検定事業会議の議長は、検定事業統括担当 常務理事がこれにあたる。

(議長の権限)

第 6 条 議長は会議の議案を決定することができる。

2. 議長は会議の司会ならびに議事録執筆者を指名することができる。

(会議の参加義務と表決権)

第 7 条 会議に参加し各 1 個の表決権を持つ者は、以下の各号に定めるとく、管理部門執行部に所属する役員と事業部門検定部に所属する職員とする。

- (1) 検定事業統括担当 常務理事
- (2) 検定事業統括補佐担当 常務理事
- (3) 渉外担当 常務理事

- (4) 検定事業協力担当 常務理事
 - (5) 検定部 部長
 - (6) 検定部 副部長
2. 前項の定めに関わらず、表決権を有さず会議に参加する権利を有する者は以下の各号のとおりとする。
- (1) 事業を推進するために必要な助言を求める個人ならびに団体
3. 前項第 2 号に定める者に会議参加を要請する場合には議長の許可を要する。

(会議の開催)

第 8 条 検定事業会議の定例会議は毎月 1 回開催する。

2. 臨時会議は、次に掲げる場合に開催できる。
- (1) 議長が必要と認め、招集するとき。
 - (2) 検定部・部長が必要と認め、招集するとき。
 - (3) 前条第 1 項に定める者の 5 分の 1 以上から、目的を記載した書面により招集請求があったとき。
3. 定例会議および臨時会議を開催できない緊急事案が発生した場合には、電子書面による持ち回り会議を開催することができる。

(定足数)

第 9 条 検定事業会議の定例会議と臨時会議は、第 7 条第 1 項に定める者のうち 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決方法)

- 第 10 条 検定事業会議においてはあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りではない。
2. 検定事業会議の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(特別議決事項)

- 第 11 条 次の各号に掲げる事項は、検定事業会議において、出席者の表決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 検定事業会議の運営規程の変更
 - (2) 残余財産の処分案

(書面または代理人による表決)

第 12 条 やむを得ない理由により検定事業会議に出席できない者は、あらかじめ議案の賛否を書面で議長に表明することができる。

2. 前項のほか、やむを得ない理由により検定事業会議に出席できない者は、議長あるいは第 7 条第 1 項に定めた会議参加者に表決権を委任することが出来る。
3. 前項の委任には、検定事業会議の定例会議開催前あるいは臨時会議開催前までに委任状を議長に提出しなければならない。
4. 第 3 項の規定により委任状を提出した者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 13 条 検定事業会議の議事録は、議事録執筆担当者がこれを調整し、議長および会議において選出された議事録署名人 1 人がこれに署名しなければならない。

2. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 検定事業会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 会議の司会および議事録署名人の選任に関する事項
 - (4) 会議の経過の概要
 - (5) 議案別の議決の結果

第 3 章 専決処分

(専決処分)

- 第 14 条 議長は、事業推進会議に付議すべき事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
2. 議長は、前項の規定による処置については、次の事業推進会議においてこれを報告し、承認を得なければならない。
 3. 事業推進会議から書面により依頼された事項の処置については、次の事業推進会議においてこれを報告しなければならない。

第 4 章 会議体の設置

(内部/下位会議体の設置)

第 15 条 検定事業会議は、第 1 条に規定する目的を達成するために、必要に応じ検定事業会議の議決を経て、内部会議体あるいは下位会議体を置くことができる。

附 則

1. 本規程は、2022 年 7 月 1 日から施行する。
2. 当法人の各種規程の定めに関わらず、2022 年度の組織改編後、本会議体を構成する者の任期は 2024 年 3 月 31 日までとする。
3. 本規程の改廃は検定事業会議の審議のもと事業推進会議の承認を要する。

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 学術事業会議の運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、当法人という)が行う学術事業を推進するための会議のしかたを定めるものである。

(定義)

第 2 条 学術事業会議とは、当法人が所管する学術事業を健全かつ円滑に運営するために、管理部門、事業部門に所属し、学術事業の運営全般を管理・監督したり統括したりする役割を担う者が集まって議論する場のこととする。

(役割)

第 3 条 学術事業会議では、当法人の学術事業計画案・事業報告案およびその予算案・決算案をとりまとめ、事業推進会議に報告する。

第 2 章 会 議

(議題)

第 4 条 学術事業会議では、この規程に定める事項のほか次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 事業推進会議に付議すべき事項
- (2) 事業推進会議の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業推進会議の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議長)

第 5 条 学術事業会議の議長は、学術事業統括担当 常務理事がこれにあたる。

(議長の権限)

第 6 条 議長は会議の議案を決定することができる。

2. 議長は会議の司会ならびに議事録執筆者を指名することができる。

(会議の参加義務と表決権)

第 7 条 会議に参加し各 1 個の表決権を持つ者は、以下の各号に定めるとく、管理部門執行部に所属する役員と事業部門学術部に所属する職員とする。

- (1) 学術事業統括担当 常務理事
- (2) 学術事業統括補佐担当 常務理事
- (3) 北日本地域統括担当 常務理事

- (4) 東日本地域統括担当 常務理事
 - (5) 西日本地域統括担当 常務理事
 - (6) 学術事業協力担当 常務理事
 - (7) 学術部 部長
 - (8) 学術部 副部長
2. 前項の定めに関わらず、表決権を有さず会議に参加する権利を有する者は以下の各号のとおりとする。
- (1) 事業を推進するために必要な助言を求める個人
 - (2) 事業を推進するために必要な助言を求める団体
3. 前項第 2 号に定める者に会議参加を要請する場合には議長の許可を要する。

(会議の開催)

第 8 条 学術事業会議の定例会議は月に 1 回開催する。

2. 臨時会議は、次に掲げる場合に開催できる。

(1) 議長が必要と認め、招集するとき。

(2) 前条第 1 項に定める者の 5 分の 1 以上から、目的を記載した書面により招集請求があったとき。

3. 定例会議および臨時会議を開催できない緊急事案が発生した場合には、電子書面による持ち回り会議を開催することができる。

(定足数)

第 9 条 学術事業会議の定例会議と臨時会議は、第 7 条第 1 項に定める者のうち 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決方法)

第 10 条 学術事業会議においてはあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りではない。

2. 学術事業会議の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第 11 条 次の各号に掲げる事項は、学術事業会議において、出席者の表決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(1) 学術事業会議の運営規程の変更

(2) 残余財産の処分案

(書面または代理人による表決)

第12条 やむを得ない理由により学術事業会議に出席できない者は、あらかじめ議案の賛否を書面で議長に表明することができる。

2. 前項のほか、やむを得ない理由により学術事業会議に出席できない者は、議長あるいは第7条第1項に定めた会議参加者に表決権を委任することが出来る。
3. 前項の委任には、学術事業会議の定例会議開催前あるいは臨時会議開催前までに委任状を議長に提出しなければならない。
4. 第3項の規定により委任状を提出した者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 学術事業会議の議事録は、議事録執筆担当者がこれを調整し、議長および会議において選出された議事録署名人1人がこれに署名しなければならない。

2. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 学術事業会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 会議の司会および議事録署名人の選任に関する事項
 - (4) 会議の経過の概要
 - (5) 議案別の議決の結果

第3章 専決処分

(専決処分)

- 第14条 議長は、事業推進会議に付議すべき事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
2. 議長は、前項の規定による処置については、次の事業推進会議においてこれを報告し、承認を得なければならない。
 3. 事業推進会議から書面により依頼された事項の処置については、次の事業推進会議においてこれを報告しなければならない。

第4章 会議体の設置

(内部/下位会議体の設置)

第15条 学術事業会議は、第1条に規定する目的を達成するために、必要に応じ学術事業会議の議決を経て、内部会議体あるいは下位会議体を置くことができる。

附 則

1. 本規程は、2022年7月1日から施行する。
2. 当法人の各種規程の定めに関わらず、2022年度の組織改編後、本会議体を構成する者の任期は2024年3月31日までとする。

3. 本規程の改廃は学術事業会議の審議のもと事業推進会議の承認を要する。

第2号議案 総会や理事会等の運営規程について

(理事会資料1-2：補足資料)

○各会議体の運営体制比較表

会議体種別	定款記載事項			運営規程記載事項		(事業推進会議で今後検討)
	総会	理事会	事業推進会議	管理事務会議	検定事業会議	学術事業会議
表決者	正会員	理事	副理事長 常務理事(事業運営) 事務局 局長 検定部 部長 学術部 部長	常務理事(管理業務統括) 常務理事(管理業務統括補佐) 常務理事(管理業務協力) 事務局 局長 事務局 副局長 事務局 局員	常務理事(検定事業統括) 常務理事(検定事業統括補佐) 常務理事(渉外統括) 常務理事(渉外統括補佐) 常務理事(検定事業協力) 検定部 部長 検定部 副部長	常務理事(学術事業統括) 常務理事(学術事業統括補佐) 常務理事(北日本地域統括) 常務理事(東日本地域統括) 常務理事(西日本地域統括) 常務理事(学術事業協力) 学術部 部長 学術部 副部長
参加者	正会員 この他、理事長あるいは副理事長が認める者	理事 監事 この他、理事長あるいは副理事長が認める者	副理事長 常務理事(事業運営) 事務局 局長 検定部 部長 学術部 部長 この他、議長が認める者	常務理事(管理業務統括) 常務理事(管理業務統括補佐) 常務理事(管理業務協力) 事務局 局長 事務局 副局長 事務局 局員 この他、議長が認める者	常務理事(検定事業統括) 常務理事(検定事業統括補佐) 常務理事(渉外統括) 常務理事(渉外統括補佐) 常務理事(検定事業協力) 検定部 部長 検定部 副部長 この他、議長が認める者	常務理事(学術事業統括) 常務理事(学術事業統括補佐) 常務理事(北日本地域統括) 常務理事(東日本地域統括) 常務理事(西日本地域統括) 常務理事(学術事業協力) 学術部 部長 学術部 副部長 この他、議長が認める者
構成員の任期	—	2024年3月31日まで	2024年3月31日まで			
開催時期/頻度	毎年度終了日から3か月以内 ※臨時総会：招集請求のあった日から30日以内	毎年度終了日から3か月以内 ※臨時理事会：招集請求のあった日から30日以内	月1回 (毎月第4週金曜日)	年3回	月1回 (毎月第3週水曜日)	月1回
開催方法	オンラインでの対面もしくは書面あるいはその両方		—			
会議運営	管理事務会議		—			
議長	出席した正会員から選出	理事長	副理事長	常務理事(管理業務統括)	常務理事(検定事業統括)	常務理事(学術事業統括)
定足数	表決者の1/10以上の出席 (2022年度総会承認事項)	表決者の過半数の出席	表決者の2/3以上の出席			
議決	出席した表決者の過半数 (定款変更は出席者の3/4以上) (解散は正会員の3/4以上)	出席した表決者の過半数	出席した表決者の過半数			
公開	—		—			
議事録公開	当法人のホームページ掲載		—			
運営規程の改廃	理事会		事業推進会議			

今回の組織改編に伴い、入会金、年会費の改定及び学術事業参加費の変更について、下記及び理事会資料1-3のとおり提案致しますので、審議のうえご承認頂きますようお願い申し上げます。

記

(1) 入会金

- 正会員 (現) 3,000 円 ⇒ (新) 0 円
- 賛助会員 (個人) (現) 3,000 円 ⇒ (新) 0 円
- 賛助会員 (団体) (現) 3,000 円 ⇒ (新) 0 円

(2) 年会費

- 正会員 (役員) (現) 10,000 円 ⇒ (新) 10,000 円
- 正会員 (役員以外) (現) 2,000 円 ⇒ (新) 5,000 円
- 顧問 (現) 0 円 ⇒ (新) 0 円
- 賛助会員 (個人) (現) 2,000 円 ⇒ (新) 2,000 円
- 賛助会員 (団体) (現) 30,000 円 ⇒ (新) 30,000 円

(3) 学術事業参加費

- 正会員 (役員) (現) 有料 ⇒ (新) 免除 ※ NPO 事業への運営協力
- 正会員 (役員以外) (現) 有料 ⇒ (新) 免除 ※ NPO 事業への運営協力

(4) 入会金、年会費、学術事業参加費の施行日

- 2023 年 4 月 1 日

以上

● (現行) 年会費と学術事業参加費

会員種別			現会員数	入会金	年会費	学術事業参加費		
						症例検討会	講習会	学術集会
会員	正会員	役員(理事・監事)	66	3,000	10,000	1,000	1,000	1,000
		役員以外	794	3,000	2,000	1,000	1,000	1,000
	賛助会員	個人	?	3,000	2,000	?	?	?
		団体	?	10,000	30,000	-	-	-
非会員			-	-	-	2,000	2,000	3,000

*会員定義：正会員・賛助会員(個人・団体)

・2016-2020年度 入会金の年間平均額：170,400円

年会費の年間総額 2,248,000

※(現行で試算)会員と非会員別の1人あたりの年間負担総額(年会費と参加費)

会員種別			症例検討会もしくは講習会の参加回数										特徴
			1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	
会員	正会員	役員(理事・監事)	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	変動
		役員以外	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000	
	賛助会員	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非会員			2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	

● (改定案) 年会費と学術事業参加費

会員種別			現会員数	入会金	年会費	学術事業参加費			
						症例検討会	講習会	学術集会	
会員	正会員	常勤	役員	66	なし	10,000	(免除)		
			職員	40		5,000			
		非常勤	144	5,000					
	賛助会員	個人	610	2,000		500	500	1,000	
		団体	?	30,000		-	-	-	
非会員			-	-	-	2,000	2,000	3,000	

*会員定義：正会員・賛助会員(個人・団体)

- ・入会金なし(徴収業務不要、会員登録のオンライン化など)
- ・正会員と賛助会員(個人)の年会費に差をつける
- ・常勤(役員)と常勤(職員)や非常勤の年会費に差をつける
- ・正会員の学術事業参加費を免除する
- ・賛助会員(個人)と非会員の学術事業参加費に差をつける

年会費の年間総額(予測) 2,800,000

※(改定案で試算1)会員と非会員別の1人あたりの年間負担総額(年会費と参加費)

会員種別			症例検討会もしくは講習会の参加回数										特徴	
			1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回		
会員	正会員	常勤	役員	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	固定
			職員	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		非常勤	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
	賛助会員	個人	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	変動	
団体		?	?	?	?	?	?	?	?	?	?			
非会員			2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000		

2021年度の事業報告及び決算について下記及び理事会資料1-4のとおり報告致しますので、審議のうえご承認頂きますようお願い申し上げます。

記

(1) X線検診精度管理・評価委員会所管事業(計3回)

● 第8回 胃X線読影勉強会

テーマ : NPO 読影基準の意義とは何か

方式 : オンライン・オンデマンド配信

配信期間 : 2021年6月26日(土)～2021年7月11日(日)

参加費 : 1,000円、登録数 : 302名、視聴数 : 256名

内容 : 講演

● 第9回 胃X線読影勉強会

テーマ : 画像の見方と考え方

方式 : オンライン・オンデマンド配信

配信期間 : 2021年11月6日(土)～2021年11月21日(日)

参加費 : 1,000円、登録数 : 397名、視聴数 : 341名

内容 : 講演

● 第10回 胃X線読影勉強会

テーマ : 透視観察のしかた

方式 : オンライン・オンデマンド配信

配信期間 : 2022年3月19日(土)～2022年4月3日(日)

参加費 : 1,000円、登録数 : 440名、視聴数 : 343名

内容 : 講演、症例検討会

※X線検診精度管理・評価委員会関連会議等について、定例会議を13回、予備会議を7回、臨時会議を1回、オンライン検定試験作業を3回実施。

(2) 胃X線教育研修・学術集会委員会所管事業(計3回)

● 第1回 NPO 精管構 教育研修委員会 会員向け無料講習会

テーマ : 基準撮影法について

方式 : オンライン・ライブ配信
配信期間 : 2021年9月22日(水) 19:00-20:30
参加費 : 無料
視聴数 : 68名(司会、演者、実行委員含む)
内容 : 講演

● 第2回 NPO 精管構 教育研修委員会 会員向け無料講習会

テーマ : 前壁撮影の基礎と応用
方式 : オンライン・ライブ配信
配信期間 : 2021年12月22日(水) 19:00-20:30
参加費 : 無料
視聴数 : 74名(司会、演者、実行委員含む)
内容 : 講演

● 第3回 NPO 精管構 教育研修委員会 会員向け無料講習会

テーマ : ワンランク上の基準撮影法を目指して～画像の良し悪しを知る～
方式 : オンライン・ライブ配信
配信期間 : 2022年3月23日(水) 19:00-20:30
参加費 : 無料
視聴数 : 72名(司会、演者、実行委員含む)
内容 : 講演

(3) 支部運営委員会所管事業(計12回)

● 北海道支部

名称 : NPO 精管構 北海道学術研修会
方式 : オンライン・ライブ配信
日時 : 2021年10月23日(土) 14:00-17:00
参加費 : 0円
視聴数 : 90名
内容 : 症例検討、講演等

● 北海道支部、東北支部

名称 : NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式 : オンライン・ライブ配信
日時 : 2021年5月26日(水) 18:30-20:00

参加費：0円
視聴数：60名
内容：講義

● 北海道支部、東北支部

名称：NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式：オンライン・ライブ配信
日時：2021年6月30日（水）18：30-20：00
参加費：0円
視聴数：75名
内容：講義

● 北海道支部、東北支部

名称：NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式：オンライン・ライブ配信
日時：2021年8月25日（水）18：30-20：00
参加費：0円
視聴数：74名
内容：講義

● 北海道支部、東北支部

名称：NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式：オンライン・ライブ配信
日時：2021年9月29日（水）18：30-20：00
参加費：0円
視聴数：68名
内容：講義

● 北海道支部、東北支部

名称：NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式：オンライン・ライブ配信
日時：2021年10月27日（水）18：30-20：00
参加費：0円
視聴数：55名
内容：講義

- 北海道支部、東北支部
名称 : NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式 : オンライン・ライブ配信
日時 : 2021年11月24日(水) 18:30-20:00
参加費 : 0円
視聴数 : 56名
内容 : 講義

- 北海道支部、東北支部
名称 : NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式 : オンライン・ライブ配信
日時 : 2022年1月26日(水) 18:30-20:00
参加費 : 0円
視聴数 : 61名
内容 : 講義

- 北海道支部、東北支部
名称 : NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式 : オンライン・ライブ配信
日時 : 2022年2月16日(水) 18:30-20:00
参加費 : 0円
視聴数 : 61名
内容 : 講義

- 北海道支部、東北支部
名称 : NPO 精管構 北海道・東北支部合同勉強会
方式 : オンライン・ライブ配信
日時 : 2022年3月30日(水) 18:30-20:00
参加費 : 0円
視聴数 : 76名
内容 : 講義

- 近畿支部
名称 : NPO 精管構 近畿支部講習会
方式 : オンライン・ライブ配信
日時 : 2021年9月11日(土) 19:00-21:15

参加費：1,000 円、登録数：209 名

内容：特別講演、講義

- 近畿支部、中国四国支部、九州支部

名称：第4回西日本合同研修会 支部対抗症例検討会 ～読影技術の研鑽～

方式：オンライン・ライブ配信

日時：2021年12月18日（土）18：30-21：30

参加費：1,000 円、登録数：246 名

視聴数：220 名（司会、演者、実行委員含む）

内容：症例検討

以上

決算報告書

令和03年度

自 令和03年 4月 1日

至 令和04年 3月31日

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

貸借対照表

令和04年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

科 目	2020年度(R03/3)	2021年度(R04/3)	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	30,824,315	19,484,732	△ 11,339,583
現 金	264,859	126,357	△ 138,502
普 通 預 金	30,559,456	19,358,375	△ 11,201,081
前 払 費 用	22,000	58,520	36,520
流動資産合計	30,846,315	19,543,252	△ 11,303,063
2. 固定資産			
有 形 固 定 資 産			
工 具 器 具 備 品	1,190,776	1,190,776	0
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,190,768	△ 1,190,768	0
有形固定資産合計	8	8	0
無 形 固 定 資 産			
ソ フ ト ウ ェ ア	769,500	3,117,488	2,347,988
無形固定資産合計	769,500	3,117,488	2,347,988
固定資産合計	769,508	3,117,496	2,347,988
資産合計	31,615,823	22,660,748	△ 8,955,075
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	0	520	520
仮 受 金	5,610,000	580,000	△ 5,030,000
預 り 金	13,890	13,511	△ 379
流動負債合計	5,623,890	594,031	△ 5,029,859
負債合計	5,623,890	594,031	△ 5,029,859
III 正味財産の部			
前 期 繰 越 正 味 財 産	29,582,223	25,991,933	△ 3,590,290
当 期 正 味 財 産 増 減 額	△ 3,590,290	△ 3,925,216	△ 334,926
正味財産合計	25,991,933	22,066,717	△ 3,925,216
負債及び正味財産合計	31,615,823	22,660,748	△ 8,955,075

活動計算書

令和03年 4月 1日から令和04年 3月31日まで

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

科 目	2020年度(R03/3)	2021年度(R04/3)	増 減
I 経常収益			
1. 受取入金・会費	2,222,000	2,187,000	△ 35,000
受 取 入 会 金	72,000	87,000	15,000
受 取 会 費	2,150,000	2,100,000	△ 50,000
2. 事業収益	1,663,492	715,650	△ 947,842
教育検定事業収益	1,593,492	625,650	△ 967,842
広 告 費	500,000	200,000	△ 300,000
講 習 会 参 加 費	1,093,492	425,650	△ 667,842
個人検定事業収入	70,000	90,000	20,000
証 明 証 料	70,000	90,000	20,000
3. その他収益	207	151	△ 56
受 取 利 息	207	151	△ 56
経常収益計	3,885,699	2,902,801	△ 982,898
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	-	-	-
(2) その他経費			
旅 費 交 通 費	4,240	92,430	88,190
会 場 費	162,600	137,500	△ 25,100
事 務 通 信 雑 費	120,000	129,000	9,000
印 刷 製 本 費	170,902	44,606	△ 126,296
通 信 費	0	668	668
発 送 通 信 費	487,180	617,886	130,706
消 耗 品 費	185,371	28,410	△ 156,961
会 議 費	5,776	0	△ 5,776
運 営 費	869,100	599,747	△ 269,353
支 払 手 数 料	95,220	145,369	50,149
減 価 償 却 費	0	253,114	253,114
雑 費	6,812	1,130	△ 5,682
その他経費計	2,107,201	2,049,860	△ 57,341
事業費計	2,107,201	2,049,860	△ 57,341
2. 管理費			
(1) 人件費			
給 料 手 当	3,416,283	3,420,395	4,112
法 定 福 利 費	498,049	507,283	9,234
人件費計	3,914,332	3,927,678	13,346
(2) その他経費			
通 信 費	110,536	192,521	81,985
発 送 通 信 費	0	500	500
消 耗 品 費	158,400	0	△ 158,400
支 払 手 数 料	11,220	60,830	49,610
支 払 報 酬 料	671,000	374,000	△ 297,000
租 税 公 課	462,800	13,900	△ 448,900
減 価 償 却 費	40,500	207,498	166,998
雑 損 失	0	1,230	1,230
その他経費計	1,454,456	850,479	△ 603,977
管理費計	5,368,788	4,778,157	△ 590,631
経常費用計	7,475,989	6,828,017	△ 647,972
III 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
IV 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当 期 正 味 財 産 増 減 額	△ 3,590,290	△ 3,925,216	△ 334,926
前 期 繰 越 正 味 財 産	29,582,223	25,991,933	△ 3,590,290
次 期 繰 越 正 味 財 産	25,991,933	22,066,717	△ 3,925,216

財産目録

令和04年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	126,357	
		本部		29,500	
		事務局		0	
		運営委員会		5,811	
		胃X線精度管理委員会		75,060	
		広報編集委員会		0	
		X線検診精度管理・評価委員会		0	
		教育研修委員会		0	
		支部運営委員会		2,940	
		北海道		0	
		東北		632	
		関東甲信越		0	
		東海北陸		0	
		近畿		12,414	
		中国四国		0	
		九州		0	
		預金		普通預金	19,358,375
				本部	2,383,149
				事務局	5,528,571
	運営委員会		1,639,593		
	胃X線精度管理委員会		3,510,766		
	広報編集委員会		369,256		
	X線検診精度管理・評価委員会		2,213,866		
	教育研修委員会		657,510		
	支部運営委員会		3,055,118		
	北海道		0		
	前払費用	東北	0		
関東甲信越		0			
東海北陸		0			
近畿		26			
中国四国		520			
九州		0			
前払費用		58,520			
流動資産合計				19,543,252	
(固定資産)	工具器具備品		1,190,776		
	減価償却累計額		△ 1,190,768		
	工具器具備品		8		
	ソフトウェア		3,117,488		
固定資産合計				3,117,496	
資産合計				22,660,748	
(流動負債)	未払金		520		
	預り金		13,511		
	仮受金		580,000		
流動負債合計				594,031	
負債合計				594,031	
正味財産				22,066,717	

2021 年度会計監査報告書

日 時：2022 年 6 月 12 日(日) 11:00～11:30

会 場：なし(zoom 会議)

出席者：杉野理事長、原田監事、小川監事、水谷事務局長、鶴田理事、富樫理事、西様(朝日税理士法人)

西税理士より 2021 年度決算書について説明があった。

収益に関して

- ・検定試験の中止に伴い、検定試験受験料・証明証料の納入が無い。
- ・会員の年会費・入会金と講習会の受講料が収入のほとんどである。

支出に関して

- ・検定試験の中止を受け、支出も抑えられ、2020 年度とほぼ同じ額である。
- ・減価償却費として計上されているものはソフトウェアの導入に伴うものであり、具体的には e-ラーニングシステムの管理保守に加えて、CBT に関する新しい受験申請システム、ホームページ更新システムに関するものである。
- ・租税公課として計上されているものは消費税だが、今年度は低く抑えられている。

全体を通して

- ・2021 年度の決算は 393 万円の赤字となった、繰越金が 2000 万円あるので当面は大丈夫だが、このままで行くと債務超過になってしまう。

原田監事より

- ・ソフトウェアに関する減価減却費は、来年度以降にはなくなるのか、とのご質問があった。

西税理士より

- ・今年度は計上されているが、今後は計上しない事になると説明があった。

小川監事より

- ・会議費がゼロとなっていると運営上良くないのではないかと、活動していない団体と判断されかねないので、改めるべきではないかとのご指摘があった。

西税理士より

- ・会議費は飲食を伴うものであると判断したのでゼロと計上し、実際には運営費の名目で計上している。

小川監事より

- ・地方で開催される講習会では、本部と会議でやりとりを行うと思われるので、その経費を会議費としてあげてはどうかと提案があった。

西税理士より

- ・上記の会議で発生する事務通信雑費を会議費として計上してはどうかと提案があった。

原田監事より

- ・ 地方で開催されている NPO 関連の勉強会が 300 人限定となっているが、NPO としてもっと多くの方が参加できるように進めて行くべきではないかとの意見があった。

杉野理事長より

- ・ ご指摘の勉強会の人数制限は zoom アカウントに伴うものである。
- ・ こういう勉強会は大事ではあるが、その会の準備のために裏では相当の労力がかかっている現状がある。
- ・ NPO では人員不足が深刻であり、協力すべきではあるが、協力体制を構築するためには解決すべき課題が多い。

との説明があった。

議事録作成：NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構事務局 水谷勝

監査報告書

NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

理事長 杉野 吉則

2022年 6月 12日

監事

原 田 谷 治



2022年 6月 12日

監事

小 川 利 政



令和3年4月1日から令和4年3月31日までの業務執行状況、貸借対照表及び財産目録、正味財産増減計算書並びに関係諸帳票、証拠書類につきまして監査いたしました結果、適法かつ正確であることを認めます。

第5号議案 2022年度事業計画及び予算について

(理事会資料 1-5)

2022年度の事業計画及び予算を理事会資料 1-5 のとおり提案致しますので、審議のうえご承認頂きますようお願い申し上げます。

2022年度 NPO事業や各種会議の年間計画

2022 **4** April

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					運委	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
			検定		運委	
17	18	19	20	21	22	23
					運委	
24	25	26	27	28	29	30
			管理	臨総会		

2022 **5** May

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
			検定		運委	
22	23	24	25	26	27	28
					運委	
29	30	31				

2022 **6** June

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
					運委	
5	6	7	8	9	10	11
					運委	
12	13	14	15	16	17	18
			検定		運委	
19	20	21	22	23	24	25
					運委	
26	27	28	29	30		
				理事会		

2022 **7** July

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
			検定			
24	25	26	27	28	29	30
			管理		事推	
31						

2022 **8** August

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
			検定			
21	22	23	24	25	26	27
					事推	
28	29	30	31			

2022 **9** September

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
技読才						
11	12	13	14	15	16	17
						技検
18	19	20	21	22	23	24
技検	技検		検定			
25	26	27	28	29	30	
					事推	

2022 **10** October

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
			検定			
23	24	25	26	27	28	29
					事推	
30	31					

2022 **11** November

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
			検定			
20	21	22	23	24	25	26
					事推	
27	28	29	30			
			管理			

2022 **12** December

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
			検定		事推	
25	26	27	28	29	30	31

2023 **1** January

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
			検定			
22	23	24	25	26	27	28
					事推	
29	30	31				

2023 **2** February

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
			検定			
19	20	21	22	23	24	25
					事推	
26	27	28				

2023 **3** March

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
			検定			
19	20	21	22	23	24	25
					事推	
26	27	28	29	30	31	

表記	種別	回数
通総会	通常総会	1
臨総会	臨時総会	(適時)
理事会	理事会	1
事推	事業推進会議	10
管理	管理業務会議	3

表記	種別	回数
検定	検定事業会議	12
技会	技術B検定会議	12
読会	読影B検定会議	12
技才	技術B検定オンライン試験	1
技検	技術B検定技能検定	1
読才	読影B検定オンライン試験	1

表記	種別	回数
学術	学術事業会議	12
北会	北日本地域会議	6
東会	東日本地域会議	6
西会	西日本地域会議	6
症例	症例検討会	3
講習	講習会	2
集会	学術集会	1

運委 運営委員会

* 技術/読影B検定会議実施日：調整中

* 各地域会議や学術事業実施日：調整中

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 収支予算書

科目	2022年度 予算			2021年度 予算			
	収入	支出	収支	収入	支出	収支	
1.検定事業	21,905,000	6,689,200	15,215,800	0	8,060,000	-8,060,000	
胃がんX線検診 検定試験に関する事業	21,905,000	6,527,200	15,377,800	0	7,200,000	-7,200,000	
技術部門B資格検定試験 新規・更新	16,420,000	3,894,100	12,525,900	0	7,200,000	-7,200,000	検定料¥10,000
読影部門B資格検定試験 新規・更新	5,485,000	2,600,100	2,884,900				証明書料¥11,000
技能検定試験官選任に関する事業	0	33,000	-33,000		↑返金含む		
検定部事業会議 その他	0	162,000	-162,000	0	760,000	-760,000	
定例会議(年12回)、臨時会議	0	54,000	-54,000		10,000	-10,000	
技術B・読影B会議(年12回)	0	108,000	-108,000			0	
委員会運営費・事務局関係			0		750,000	-750,000	
胃がんX線検診指導講師の任命・更新に関する事業			0	0	100,000	-100,000	
任命・更新事業			0		100,000	-100,000	
2.学術事業	1,750,000	767,000	983,000	1,250,000	957,800	292,200	
学術事業 症例検討会・講習会	1,750,000	632,000	1,118,000	1,250,000	171,700	1,078,300	
症例検討会(年3回 7月,11月,3月)	750,000	186,000	564,000			0	
技術向上講習会(年2回 10月,1月)	250,000	124,000	126,000	700,000	109,000	591,000	
学術集会(2023年2月予定)	750,000	322,000	428,000	550,000	62,700	487,300	
学術事業会議 地域会議	0	135,000	-135,000	0	20,100	-20,100	
学術事業会議(年12回)		54,000	-54,000		20,100	-20,100	
北日本地域会議(年6回)		27,000	-27,000			0	
東日本地域会議(年6回)		27,000	-27,000			0	
西日本地域会議(年6回)		27,000	-27,000			0	
支部運営委員会(7支部合計)	0	0	0	0	766,000	-766,000	
支部運営費					320,000	-320,000	
企画立案事業					446,000	-446,000	
3.管理事業部門	2,600,000	7,081,033	-4,481,033	3,350,500	8,935,495	-5,584,995	
関係会議	500,000	1,022,700	-522,700	720,000	840,000	-120,000	
理事会・総会・監査		155,200	-155,200			0	
事業推進会議・管理事務会議		67,500	-67,500		30,000	-30,000	
ホームページ関連	500,000	800,000	-300,000	720,000	810,000	-90,000	
オンライン関係(共通)	0	1,744,000	-1,744,000	0	4,141,000	-4,141,000	
会員管理・インターネット出願ほか、システム開発		1,200,000	-1,200,000		3,350,000	-3,350,000	
TV会議システム		388,000	-388,000		201,000	-201,000	
オンライン決算・ワークスペース		156,000	-156,000		90,000	-90,000	
機材(PC,カメラ、動画編集ソフト、デジタルビデオ、他)		0	0		500,000	-500,000	
事務・会員管理	2,100,000	4,314,333	-2,214,333	2,630,500	3,954,495	-1,323,995	
理事会費	580,000		580,000	650,000	0	650,000	
一般会費(正会員・賛助会員)	1,520,000		1,520,000	1,968,000		1,968,000	
新入会員(入会金)	0		0	12,500	0	12,500	過去実績より
人件費		3,914,333	-3,914,333	0	3,226,345	-3,226,345	給与保険料など
備品雑費		50,000	-50,000	0	50,000	-50,000	文具消耗備品
会計処理料(顧問・決算作成)		350,000	-350,000	0	678,150	-678,150	会計事務所
予算 合計	26,255,000	14,537,233	11,717,767	4,600,500	17,953,295	-13,352,795	

第6号議案 胃がんX線検診資格審査制度規程の廃止及び
胃がんX線検診資格検定総則の制定について

(理事会資料 1-6)

今回の組織改編に伴い、胃がんX線検診資格審査制度規程の廃止及び、胃がんX線検診資格検定総則の制定を下記及び理事会資料 1-6 のとおり提案致しますので、審議のうえご承認頂きますようお願い申し上げます。

記

1) 検定試験の資格項目

(廃止) 胃がんX線検診資格審査制度規程：3種

胃がんX線検診 B資格

胃がんX線検診 A資格

胃がんX線検診 S資格

(制定) 胃がんX線検診資格検定総則：2種

胃がんX線検診 撮影部門資格

胃がんX線検診 読影部門資格

以上

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 胃がん X 線検診資格審査制度規程（廃止）

（目的）

第 1 条 本規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構（以下、NPO 精管構）が胃がん X 線検診資格審査制度により、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診に関し、適正な撮影技術や適正な読影または読影の補助知識を有する医師、診療放射線技師あるいは診療エックス線技師をおくことで検診精度の安定と向上をはかり、ひいては国民の健康に寄与することを目的とする。

（資格審査と証明証）

第 2 条 NPO 精管構は、部門別水準別に定める「検定制度規程」および「資格基準」に従って各種資格審査を実施し、資格審査に合格し所定の手続きを完了した者に対して該当資格の「合格証明証」および「資格証明証」を発行することができる。

2. 前項の「合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診に関する所定の「資格基準」を満たしたことを証明するものである。
3. 前々項の「資格証明証」は、胃がん X 線検診に関する所定の「資格基準」を満たしたことを NPO 精管構が独自に公認するものである。

（申請資格と資格審査の手続き）

第 3 条 資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 日本国の医師免許証ないしは診療放射線技師免許証ないしは診療エックス線技師免許証を有していること。
- (2) 部門別水準別の「検定制度規程」に定められた申請書類一式と資格審査料の振替払込請求書兼受領証の写を、所定の期日までに所定の方法で NPO 精管構に提出すること。

2. NPO 精管構は提出された申請書類一式とその記載事項を点検し、必要な場合には資格審査を受けようとする者に修正を依頼することができる。

第 4 条 NPO 精管構は、本規程と部門別水準別に定める「検定制度規程」に従って、資格審査料および資格審査に関する費用を定めることができる。

2. いったん納入された資格審査料および資格審査に関する費用は返還しない。

（資格審査の実施）

第 5 条 資格審査は部門別水準別の「検定制度規程」に基づいて、毎年 1 回以上実施する。

2. 資格審査の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページ上に公示する。

（委員会と小委員会と作業部会）

第 6 条 NPO 精管構は、各種資格審査を実施するために X 線検診精度管理・評価委員会に技術部門検

定委員会と読影部門検定委員会を付置する。

2. 技術部門検定委員会に受験申請書類作成管理部会、筆記試験問題作成作業部会、技能検定判定基準作成作業部会、技術部門テキスト作成作業部会、技術部門合否判定小委員会を付置する。
3. 読影部門検定委員会に受験申請書類作成管理部会、試験問題作成作業部会、読影部門テキスト作成作業部会、読影部門合否判定小委員会を付置する。

(証明証と登録)

第7条 技術部門検定委員会と技術部門合否判定小委員会、ならびに読影部門検定委員会と読影部門合否判定小委員会は資格審査の合否を決定し、X線検診精度管理・評価委員会と運営委員会の承認を得た上で、理事長、申請者の所属する支部医師代表と支部技師代表および本部事務局に通知する。

2. NPO 精管構本部事務局は、資格審査の合否を申請者に通知する。
3. 各種資格審査に合格した者は、「合格証明証」ないしは「資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。
4. 「合格証明証」の発行と審査資格の登録を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の合格証明証発行および資格登録申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えてNPO 精管構本部事務局に郵送する。
5. 「資格証明証」の発行と審査資格の登録を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の資格証明証発行および資格登録申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えてNPO 精管構本部事務局に郵送する。
6. NPO 精管構本部事務局は、「合格証明証」ないしは「資格証明証」、もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行し、NPO 精管構に登録する。

(登録手数料と再発行)

第8条 NPO 精管構は、各種資格審査の証明証発行および登録手数料を定めることができる。

2. NPO 精管構は、各種資格審査の証明証の再発行手数料を定めることができる。

(資格の喪失)

第9条 NPO 精管構に登録された者が次の各号の1つに該当するとき、理事長はその資格を取り消すことができる。

- (1) 医師あるいは診療放射線技師あるいは診療エックス線技師の資格を喪失したとき。
- (2) 同一部門の上位資格を取得したとき。
- (3) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- (4) 資格更新が認められなかったとき。
- (5) 資格を取得した本人が辞退したとき。

2. NPO 精管構に資格を登録された者が、部門別水準別の「検定制度規程」の資格喪失要件に該当するとき、理事長はその資格を取り消すことができる。

(義務)

第 10 条 資格を取得した者は、第 1 条の目的を受け、第 2 条の資格審査により NPO 精管構に登録されるものであり、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 胃がん検診、特に胃がん X 線検診の業務に関与すること。
- (2) 胃がん検診、特に胃がん X 線検診の精度安定に努めること。
- (3) 胃がん検診、X 線撮影技術、読影診断に関する研修会や講習会に参加すること。
- (4) 胃がん X 線検診撮影技術の向上と読影精度の向上に努めるとともに、他部門の資格や上位資格を取得するよう研鑽すること。

(附則)

1. この規程は平成 24 年 11 月 18 日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、胃がん X 線検診技術部門資格審査制度規程は廃止する。
3. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。
4. この規程は令和 4 年 6 月 30 日に廃止する。

NPO日本消化器がん検診精度管理評価機構 胃がんX線検診 資格検定総則（制定）

（目的）

第1条 本則は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構（以下、当法人という）が、撮影・読影技術を有する診療放射線技師や撮影・読影・診断技術を有する医師を把握するための資格検定の基本方針を示すものである。

（権能）

第2条 当法人の検定部は、審査の基準や内容等を定めた部門別検定制度規程等を検定事業会議の審議により2分の1以上の同意を得てとりまとめ、事業推進会議の承認のもとこれを実施することができる。

（資格項目）

第3条 当法人が実施する検定試験の資格項目（以下、検定資格という）は以下の2つとする

- (1) 胃がんX線検診 撮影部門資格
- (2) 胃がんX線検診 読影部門資格

（受検資格）

第4条 受検資格の基本要件は次のとおりとする。

- (1) 日本国の診療放射線技師免許証あるいは医師免許証を有すること
- (2) 胃がんX線検診ならびに上部消化管X線検査の実務あるいは管理業務に従事していること

（方法と期日）

第5条 資格検定はすべてオンラインで行う。

2. 検定試験は毎年度9月の第1日曜日に実施することとし、変更するときは当法人のホームページに公示する。

（資格審査料ほか）

第6条 当法人は前第2条に定めた検定資格の審査料のほか、資格の取得に必要な講習会等の受講料を事業推進会議において定めることができる。

2. いったん納入された審査料ほかの費用は、当法人の責めに帰すべき事由がある場合以外には返還しない。

（証明証）

第7条 当法人は、前第2条に定めた検定試験に合格し所定の手続きを完了した者に対し、それを証明する書面を発行する。

(資格の喪失)

第8条 資格を取得した者が次の各号の1つに該当するとき、当法人の理事長は理事会の承認を得たうえでその資格を取り消すことができる。

- (1) 診療放射線技師あるいは医師の資格を喪失したとき
- (2) 同一部門の上位資格を取得したとき
- (3) 資格更新の手続きを行わなかったとき
- (4) 資格更新が認められなかったとき
- (5) 資格を取得した本人が辞退したとき

(附則)

1. 本則は2022年7月1日から施行する。
2. 本則の施行に伴い、胃がんX線検診資格審査制度規程は廃止する。
3. 本則の改廃は、事業推進会議の審議により2分の1以上の同意を得て、理事会の承認を要す。